

9月補正予算

一般会計 特別会計 総額18億2480万円

中心市街地の活性化や都市基盤の整備、福祉の充実などに

9月補正予算が定例市議会で決まり、補正額は一般会計で17億827万円、累計は1849億5309万円(前年同期比0・10割増)となりました。

主な事業	
道路・下水排水路・農道等整備事業	10億627万円
障害者支援施設等整備補助事業	2億2,267万円
道後温泉まちづくりアート事業(債務負担行為)	(平成28～30年度、限度額) 2億円
農業振興事業	2,581万円
介護ロボット等導入支援事業	2,551万円
市街地再開発事業(銀天街L字地区・一番町一丁目地区)	1,804万円
みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業	1,402万円
歩いて楽しい健康増進まちづくり事業	600万円

中心市街地の活性化や都市基盤の整備

銀天街L字地区や一番町一丁目地区の再開発に向けた調査や支援など中心市街地の活性化を推し進めるほか、三津の景観まちづくりガイドラインの策定に取り組みなど、都市基盤の整備を図ります。

福祉の充実

介護ロボットなどを導入する介護サービス事業者や、障がい者の支援施設などを新設する事業者への支援を行い、介護従事者への負担軽減と障がい者が安全に生活できる環境を確保します。

地域経済の活性化など

農業振興や道路・下水排水路・農道の整備などに加え、本館改築120周年を機に継続して実施している「道後温泉まちづくりアート事業」として「道後オンセナート2018」の開催に向けた取り組みを進め、地域経済の活性化を図ります。

図財政課 ☎9486350・FAX9341803

11月30日は「年金の日」

知っていますか？ 国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・けがで障がいが残ったとき、家計を支えていた人が亡くなったときなどに所得を保障し、安定した生活をみんなで支え合うための制度です。日本に住所がある厚生年金や共済組合の加入者以外で20歳以上60歳未満の人は必ず加入しなければなりません。

どんな種類があるの？

国民年金に加入している人を「被保険者」といい、加入している年金の種類によって保険料を納める方法が違います。

第1号被保険者

国内に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者・第3号被保険者以外の人(例：自営業や農業に従事している人、学生など) ※保険料は自分で納付

任意加入被保険者

国内に住む60歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受けていない人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら ※保険料は自分で納付

第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者

※保険料は給料天引き

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

※保険料は配偶者が加入している年金制度が負担(自分で納付する必要はありません)

いくら納めるの？

平成28年度保険料 月額1万6260円

【納付方法】

- ①納付書で全国の金融機関、コンビニで納付
- ②口座振替
- ③クレジットカード納付
- ④インターネット納付

どんな人がもらえるの？

国民年金に加入している人は次のような給付があります。

■老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除された期間が25年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。

■障害基礎年金

病気やけがによって障がいが残ったときに受けられます。(一定要件あり)

■遺族基礎年金

国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子がいる場合などに配偶者または子が受けられます。(一定要件あり)

納付が困難な場合は？

世帯主の前年所得を審査

■納付猶予

50歳未満の人の納付猶予(本人・配偶者の前年所得を審査)

■学生納付特例

学生の納付猶予(本人の前年所得を審査)

■失業特例

退職や失業した人は離職票のコピーなどを添付すると本人の前年所得を除外して審査できます。

年金を増やしたい！

老齢基礎年金をまだ受け取っていない人は、老齢基礎年金を増やすために次の方法があります。いずれも申請が必要です。

■付加年金

定額保険料に加えて月額400円を納めると、受け取る額が増えます。

■追納

過去10年以内に免除または猶予の期間がある人は、さかのぼって納付(追納)することができます。

社会保険料控除証明書が届きます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要となるため、大切に保管してください。

11月に送付される人

1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた人

平成29年2月に送付される人

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

控除証明書に関する問い合わせ

☎0570-003-004、IP電話・PHSからは☎03-6630-2525へ
※上記電話番号は11月1日より利用できます

年金記録の確認はお済みですか？

ねんきん定期便などにより年金記録を確認し、少しでも心配があれば、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」に電話するか、思い当たる状況をメモするなどして、近くの年金事務所にご相談ください。

記録が間違っていると思われる場合は、早めにご相談ください！

年金記録が間違っていると思われる人は、年金記録の訂正を請求することができます。四国厚生支局では、さまざまな調査を行い、中四国地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき訂正(不訂正)の決定を行っています。古い期間の記録の調査では、会社に給与台帳が残っていない、所得証明がとれないなど、証拠となる資料の収集が困難となり記録訂正に結びつかない場合もあります。年金記録に少しでも心配がある場合は、早めに年金事務所にご相談ください。

問い合わせ先

お近くの年金事務所または「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」
☎0570-058-555
※電話番号が050で始まる場合は☎03-6700-1144へ